

別添 1

介護職の魅力発信事業

1 事業内容

介護の魅力を発信するためのフェスティバルの開催等

2 補助対象経費

1のフェスティバルの開催等に必要なた賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費）、役務費（通信運搬費、広告費、保険料）、使用料及び賃借料

3 補助基準額

知事が必要と認めた額

別添2

介護技術コンテスト開催事業

1 事業内容

介護職員の仕事に対するモチベーションや職業に対する誇りを高めるとともに、介護の魅力を発信することを目的とした介護技術コンテストの開催等

2 補助対象経費

1のコンテストの開催に必要な賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、光熱水費、燃料費、食糧費（コンテスト委員等昼食代、茶菓代）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、介護機器消毒料）、委託料（コンテスト業務）、使用料及び賃借料、研修負担金

3 補助基準額

知事が必要と認めた額

別添3

訪問介護サービス提供責任者研修事業

1 事業内容

訪問介護サービスの質の向上と質の高い訪問介護員育成のため、訪問介護事業所における訪問介護員に対する技術指導や困難事例へのアドバイス等を行うサービス提供責任者を対象とした研修の実施

2 補助対象経費

1の研修の実施に必要な賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料

3 補助基準額

知事が必要と認めた額

別添4

アセッサー講習受講支援事業

1 事業内容

介護職員のやりがいや処遇の改善、キャリアパスの明確化を促進するための介護に関するキャリア段位制度におけるアセッサー（評価者）講習への職員の派遣

2 補助対象経費

「介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者（アセッサー）講習」の受講料（消費税、取扱手数料を除く。）

3 補助基準額

受講者1人当たり18,500円

別添5

介護施設における医療介護連携人材養成事業

1 事業内容

介護施設で働く介護職員が、介護に関する知識に加えて医療に関する知識を有することにより、より適切な介護サービスを提供し、介護現場における医療と介護の連携を推進するため、介護施設で働く介護職員に准看護師養成所（2年課程）への進学に係る学費等の支援を行う事業及び卒後の介護施設への定着等の仕組みづくり等を行う事業

2 補助対象経費

1の事業の実施に必要な給与、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、茶菓代）、役務費（通信運搬費、手数料）、貸付金

3 補助基準額

知事が必要と認めた額

4 補助金交付後における補助金の返還

本事業または医療介護連携介護職員養成モデル事業を活用し、准看護師養成課程を修了した者から、補助事業に係る学費等の返還が生じた場合、その学費等に相当する金額を県に返還させる。

なお、返還に係る様式については、別紙12のとおり定める。

別添6

市民後見推進事業

1 事業内容

市町村における市民後見人の養成及び地域における市民後見人の活動推進を図るための次の事業

(1) 市民後見人養成研修事業

市民後見人養成のための研修の実施

(2) フォローアップ研修事業

市民後見人の資質向上のためのフォローアップ研修の実施

(3) 市民後見推進（支援）協議会開催事業

市民後見人が適正に安定的活動ができるよう、課題・問題の解決策、市民後見人の活動報告による評価、市民後見人の受任調整等についての協議を実施

(4) 成年後見支援センター運営事業（平成26年度以前から運営しているものに限る。）

市民後見人の後見等の業務について、支援・助言・相談及び実践研修実施等でサポートするとともに、市民等からの成年後見制度利用に関する相談に応じる成年後見支援センターの運営

(5) その他市民後見人の活動推進のために必要とする経費

2 補助対象経費

1の事業に必要な給料、職員手当等、共済費、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、光熱水費、燃料費、印刷製本費、茶菓代）、役務費（通信運搬費、保険料）、委託料、使用料及び賃借料

3 補助基準額

知事が必要と認めた額

4 補助率

共同実施 2/3、単独実施 1/2

ただし、1の（4）については定額

別添 7

介護ロボット導入支援事業

1 事業内容

介護ロボット等を導入し、介護職員の負担軽減及び定着支援・確保を図る。

2 補助対象経費

1の事業実施に必要な次の経費

(1) 介護ロボット機器

日常生活支援において、ロボット技術を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する ①移乗支援 ②入浴支援 ③移動支援 ④排泄支援 ⑤見守り・コミュニケーション ⑥介護業務支援 のいずれかの介護ロボットの導入経費を対象とする。

(2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための次の経費を対象とする。なお、既に見守り機器を導入している介護施設についても補助の対象とする。

① Wi-Fi 環境整備するために必要な経費（配線工事、モデム・ルーター、アクセスポイント、ネットワーク構築など）

② 職員間の情報共有などを図るためのインカム導入経費

3 補助基準額

(1) 介護ロボット機器

	補助基準額	※補助率	1施設あたり 補助上限台数
移乗支援介護ロボット及び 入浴支援介護ロボットの導入	1機器あたり 2,000,000円	2分の1	必要台数とする
移乗支援介護ロボット及び 入浴支援介護ロボットの導入	1機器あたり 1,334,000円	※4分の3	必要台数とする
上記以外の介護ロボットの導入	1機器あたり 600,000円	2分の1	必要台数とする
上記以外の介護ロボットの導入	1機器あたり 400,000円	※4分の3	必要台数とする

(2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

	補助基準額	※補助率	1施設あたり 補助範囲
Wi-Fi 環境整備するために必要な経費 または職員間の情報共有などを図るた めのインカム導入経費	1施設あたり 15,000,000円	2分の1	一式
Wi-Fi 環境整備するために必要な経費 または職員間の情報共有などを図るた めのインカム導入経費	1施設あたり 10,000,000円	※4分の3	一式

※ 以下の要件を満たす介護事業所に補助する場合、補助率を4分の3とする。

・少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトを
活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うことを予定していること。

・利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行う
ことを予定していること

4 介護ロボット導入等計画

2により機器を導入または通信環境を整備する介護施設は、介護従事者負
担軽減のための介護ロボット導入等計画を作成する。

当該計画については、導入後3年間の ①達成すべき目標 ②導入すべき機器等
③期待される効果等を記載することとする。

5 事業実施上の留意事項

補助対象施設は、青森介護サービス認証事業所認証評価制度への参加宣言事業所
とする。また、同制度の認証事業所及びあおもりノーリフティングケア推進事業の
モデル施設を優先的に選定する。

別添8

新採用介護職員人材育成・定着支援事業

1 事業内容

介護分野の新規入職者に対して不安感を取り除き自主性を高め、業務の成果を向上させるため、仕事に関する指導のほか、悩み相談やキャリア全般の助言等を行う指導者兼支援者を養成する研修の実施

2 補助対象経費

1の研修の実施に必要な賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料

3 補助基準額

知事が必要と認めた額

別添9

チームワーク強化支援事業

1 事業内容

施設、地域におけるサービスの質の向上を図るための次の事業

- (1) スーパーバイザーを更に増員させるための養成研修の実施
- (2) 前年度に養成されたスーパーバイザーをフォローアップする研修の実施
- (3) スーパーバイザーが地域の各施設等に出向き行う体験型の出張講座の開催

2 補助対象経費

1の事業の実施に必要な賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料

3 補助基準額

知事が必要と認めた額

別添 10

認知症ケアにおける多職種連携研修事業

1 事業内容

認知症ケアに携わる介護職と医療職を対象に、それぞれの専門性を活かしながら相互の連携を促進するための研修の実施

2 補助対象経費

1の研修の実施に必要な賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料

3 補助基準額

知事が必要と認めた額

介護支援専門員資質向上事業

1 事業内容

- (1) 介護支援専門員同行型研修の実施
- (2) 介護支援専門員基礎資格別スキルアップ研修の実施
- (3) 主任介護支援専門員スキルアップ研修の実施
- (4) 介護支援専門員重点課題解決研修の実施
- (5) 施設介護支援専門員研修の実施
- (6) 介護支援専門員及び介護サービス事業者合同研修の実施
- (7) 介護支援専門員高齢者権利擁護研修の実施
- (8) 介護支援専門員研修向上委員会検討部会の開催
- (9) (1) ～ (8) までの成果を踏まえた事業の修正

2 補助対象経費

1 の研修等の実施に必要な給与、職員諸手当、共済費、報償費、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、茶菓代)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料

3 補助基準額

知事が必要と認めた額

階層別研修事業

1 事業内容

(1) 初任者介護職員ヒューマンスキルアップ事業

県内の介護サービス施設・事業所に勤務する経験年数 3 年未満の介護職員に対して、人間力や社会人基礎力等を強化するための研修を実施する。

(2) 中堅介護職員スキルアップ事業

県内の介護サービス施設・事業所に勤務する中堅職員を対象に、マネジメント能力やメンタルケア能力等を強化するための研修を実施する。

(3) 管理者キャリアサポート事業

県内の介護サービス施設・事業所に勤務する管理職員（管理職相当職にある者を含む）を対象に、マネジメント能力、統率能力等を強化するための研修を実施する。

2 補助対象経費

1 の研修の実施に必要な賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料

3 補助基準額

知事が必要と認めた額

別添 13

介護事業所 ICT 導入支援モデル事業

1 事業内容

介護記録から請求業務までが一気通貫で行うことができる介護ソフト及びタブレット端末等を導入し、記録業務や請求業務の効率化・省力化及び事業所内でのリアルタイムの情報共有を図る。

2 補助対象経費

1の事業実施に必要な次の経費について補助する。

なお、導入する介護ソフトについては、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」に準じたものであることとする。

- (1) 記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む）、請求業務を一気通貫で行うことができる介護ソフト及びタブレット端末等導入経費。なお、クラウドサービス、セキュリティ対策及び導入設定などについては、上記の導入と一体不可分の場合のみ初期費用を対象とする。
- (2) 介護ソフトによって一气通貫となる、または既になっている場合には、新たにタブレット端末を導入する経費または、介護事業所の業務効率化に資する勤怠管理・シフト表作成などのバックオフィス業務ソフト導入のための経費。
- (3) 補助対象となる介護ソフト等を使用するための Wi-Fi 環境を整備するために必要な機器の購入・設置のための経費。

3 補助基準額

事業所規模	補助基準額	補助率
職員 1 人～10 人	2,000,000 円	1/2
	1,334,000 円	※ 3/4
職員 11 人～20 人	3,200,000 円	1/2
	2,134,000 円	※ 3/4
職員 21 人～30 人	4,000,000 円	1/2
	2,667,000 円	※ 3/4
職員 31 人以上	5,200,000 円	1/2
	3,467,000 円	※ 3/4

※以下の要件のいずれかを満たす介護事業所に補助する場合、補助率を4分の3とする。

- ・ LIFEにデータを提供している又は提供を予定していること
- ・ 事業所内・事業所間で居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定していること

4 補助回数

本事業を活用した補助は原則として1事業所1回とするが、過年度に本事業を活用した介護事業所については、補助額の合計が3に定める補助基準額に補助率を乗じた金額（千円未満切り捨て後）の範囲内であれば、2回目の補助も可能とする。2回目の補助を行う場合には、補助基準額に補助率を乗じた金額（千円未満切り捨て後）から1回目の補助額を除いた金額を上限とする。なお、1回目に補助した機器のリース代や保守・サポートに係る経費等、恒常的な費用について2回目以降の補助を行うことは認められない。

5 導入効果の報告・公表

本事業においてICT導入等を行った介護事業所については、その導入内容・効果等について、別紙様式に基づき県へ報告すること。

6 その他

本事業によりICTを導入した介護事業所においては、「LIFE（科学的介護情報システム）」による情報収集に協力すること。

別添 1 4

介護施設における看護職員の資質向上推進事業

1 事業内容

(1) 認定看護師派遣

- ア 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設への事業案内
- イ 認定看護師及び所属施設の看護管理者への事業説明
- ウ 認定看護師派遣事業の実施（特別養護老人ホーム 15 か所・老人保健施設 5 か所）
- エ 応募してきた施設に対する合同での事前打ち合わせの実施
- オ 事業実施報告会ならびに介護施設で働く看護職を対象にした研修会の実施
- カ 3年間の事業実施施設を対象に、感染症・褥瘡の発生状況の評価を目的としたアンケート調査の実施
- キ 3年間の事業実施報告書の作成（事業対象施設、関係機関等へ送付）

(2) 感染管理スキルアップ研修の実施

- ア 感染管理認定看護師で構成した感染管理スキルアップ委員会を設置し、感染対策教育プログラムを作成する。
- イ 委員会で検討した感染対策の研修会（30名×2回）を実施する。
- ウ 感染管理認定看護師を対象とした資質向上のための研修会（29名×1回）を実施する。

2 補助対象経費

1の事業実施に必要な給与、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、茶菓代）、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料

3 補助基準額

知事が必要と認めた額

外国人介護人材受入施設環境整備事業

1 事業内容

介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備を支援することにより、介護施設等の不安を和らげるとともに、受け入れた外国人介護人材が円滑に就労・定着できるようにする。

2 補助対象経費

1の事業に必要な賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧料）、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料

3 補助基準額

知事が必要と認めた額

介護人材U I J ターン促進事業

1 事業内容

介護人材確保の更なる推進のための次の事業

(1) 地域外での採用活動支援

県外での採用活動を行うための就職説明会等の開催

(2) 地域外からの就職支援

県外の中山間地域等以外の地域から県内の介護サービス事業所・施設に就職するために必要な経費（引越費用、赴任旅費、短期間の体験就労のための旅費）の支援

2 補助対象経費

1の事業の実施に必要な旅費、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金

3 補助基準額

知事が必要と認めた額

介護従事者向け権利擁護研修事業

1 事業内容

介護従事者向け権利擁護研修の実施

- (1) 介護サービス事業従事者等を対象に、権利擁護、虐待防止、成年後見制度、司法福祉等に関する研修会を実施する。
- (2) 研修会は出前形式とし、講義及び演習を行う。
- (3) 研修会は、年12回程度とする。

2 補助対象経費

1の研修の実施に必要な報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費）、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料

3 補助基準額

知事が必要と認めた額

高齢者権利擁護等推進事業看護職員研修事業

1 事業内容

(1) 看護実務者研修会の実施

- ア 対象者 介護サービス事業所に従事する看護職員
- イ 参加者数 30名程度
- ウ 研修内容 厚生労働省が定める高齢者権利擁護等推進事業実施要綱に基づく看護実務者研修の内容に沿った研修の実施

(2) 介護職員研修会の実施

- ア 対象者 介護サービス事業所に従事する介護職員
- イ 参加者数 50名程度
- ウ 研修内容 厚生労働省が定める高齢者権利擁護等推進事業実施要綱に基づく看護実務者研修（看護技術を除く）の内容に沿った研修の実施

(3) 看護指導者養成研修への職員派遣

- ア 対象者 介護施設等における看護の指導的立場にある者等で、上記（1）及び（2）の研修講師となり得る者
- イ 派遣者数 1名
- ウ 派遣研修 公益社団法人日本看護協会が実施する看護指導者養成研修

2 補助対象経費

1の事業実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役員費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金（研修負担金）

3 補助基準額

知事が必要と認めた額